

事業者表示の記入の際には、以下の内容などについてご確認の上、詳細は法改正説明会の配布資料などを参照するなど、各社の責任において記載してください。

法改正説明会の配布資料等は、下記URLのページからダウンロードできます。

(右のQRコードを読み取るとURLが表示されます)

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/seminar_30_shunohozon.html



■「名称」、「氏名又は名称」は、

- 法人 ⇒ 法人名
- 個人 ⇒ 届出事業者の事業者ご本人の氏名

■「住所」は、

- 法人 ⇒ 登記簿謄本に記載されている住所
- 個人 ⇒ 上記氏名の方の住民票に記載されている住所
(店舗の住所ではありません)

■「登録の有効期間の満了の日」は、特定国際種事業の届出日が、

- 平成11年3月17日以前 ⇒ 「2019年11月30日」と記載
- 平成11年3月18日以後 ⇒ 「2021年5月31日」と記載

特別国際種事業者の表示

登録番号	
名称	
住所	
代表者の氏名	
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」
第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。

特別国際種事業者の表示

登録番号	
氏名又は名称	
住所	
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」
第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。

（個人事業主用）